



# みどり兵庫通信

第 17 号 平成 31 年 1 月 15 日発行

今年もよろしくお願ひいたします

NPO 法人みどり兵庫代表理事  
弁護士 高橋 敬



みどり兵庫の活動にかかわり、

また、ご協力をして頂いている皆さんの健康とご活躍を心から願ひます。

みどり兵庫の後見や保佐、補助の活動は、関係者の皆さんの努力や諸団体の協力、援助により、徐々にではありますが、後見等の受任数や活動内容の経験の積み重ねが進んでいます。

しかし、障がいを抱える人たちが閉じ込められるのではなく、広く社会参加を保障していこうという国連の条約の批准や法律の制定の趣旨が現実の社会で生かされていくことにはほど遠い状況が見られ、みどり兵庫の活動が、その流れにゆえられる規模や内容そして認知をして頂ける状態になっていないことも明らかです。

さて、成年後見人制度とは、判断能力が不十分になった人やそれが失われている人たちに対して後見人を選任するなどして、権利や財産が損なわれないよう法律面や生活面で社会が支援する制度です。この制度の担い手は家庭裁判所で選任された後見人であり、財産管理や身上監護を行い、本人の権利や財産を守るために力を尽くすこととなりますと説明されています。

しかし、この制度がうまく進んでいくためには、如何に本人に寄り添う後見が保障されるのかに掛かっており、そうでなければ制度の狙いが果たせません。

後見の制度の根拠は、民法であり、民法 7 条は、「精神上的の障害により事理を弁別する能力を欠く常況にあるものについて家庭裁判所は、・・・後見開始の審判をすることが出来る。」と規定しています。わかりやすく言えば、精神の障害により、物事の実態やそこから考えられる結果などについて理解でき、自ら有効な表現ができる能力が失われたり、なくなったりした場合、後見人を選任できますよと規定しているのです。さて、民法は経済取引を規律する法律なので、後見を必要とする人の売り買い、貸し借りなど契約をしたのに、それを後見を理由としてご破算とされる場合の調整をめざすのが法律の目的なので、どうしても後見を必要とする人の取引と財産管理に力点が置かれがちです。家庭裁判所は、財産の大きさにより、弁護士など専門家を後見人として選任していますが、その後見は財産管理が主になっています。

民法制定後、社会の変化、とりわけ障がいのある人たちの人権を大切にしようという社会の変化を反映し、後見を必要とする人の生活や療養看護及び財産管理にあたり、その人の意見を尊重し、その心身の状態及び生活の状況を配慮しなければならないという規定（民法 858 条）が設けられています。しかし、現実にはそのための明確な指針、そして手だては整備されず、後見人が一人でその条項を具体的に実行することが易々出来る訳はなく、この条項が従来の制度の運用を変えて行く手がかりになるのは困難なのが現状です。—2 面へと続く—



—1面続き— 後見を必要とする人や家族など関係者の願いは、後見人が後見を必要とする人の本人の福祉や願いを実現するために寄り添い、それを受け止め、実現するために力を尽くす事ですが、それを保障するには個人の努力だけでは足りず、それを支える人の集まりや経験と知識の積み重ねの活動が必要です。

みどり兵庫は、後見を必要とする人の必要に応えることを目指し①後見人の個人の事情により後見業務の影響をうけることのない長期の安定した後見による支援②専門職後見人が選任されても困難な後見を求める人の身近の見守りや生活援助を充実すること③後見報酬も後見を受ける人の負担にならないことを法人の目標としています。

すなわち、法律の規定上、財産や取引の管理に偏りがちな制度ですが、後見を必要とする人の福祉や権利を実現するために運用されなければなりません。

冒頭に述べましたとおり、これまでの活動ではまだまだ後見を必要とする人たちの求めに応える規模や実績を積み重ねる状況にはなっていません。

しかし、幸いにも長くこの地域で社会福祉実現に努め、活動の実績と熟練した人たちを擁する甲山福祉センターの協力もすでに頂いており、今後、更なるご支援で後見を必要とされる人たちの意見や要望に応える充実した後見事務の実行を進めていける見通しはあるといえます。

今年は、一層多くの後見を必要とされている人や家族の方々に、みどり兵庫の活動を知って頂き、後見支援の活動の実情が理解され、つながりが広がって行くことを目指します。

それが進めば、障がい者の権利・利益がこの社会で守られ、幸せに暮らせることの保障につながるものであり、真の社会的な貢献を果たせるものだと考えます。

## 宝塚医師協 西宮支部 ららら仁川班主催 学習会に参加しました！！

平成 30 年 10 月 17 日（水）ららら仁川班主催の学習会にみどり兵庫が参加させていただきました。

班長の代喜さんは、みどり兵庫でも身上監護で頑張っていていただき、その代喜さんのお宅で開かれました。

地域の方向けに、みどり兵庫がお話をするのは初めてで、とても楽しい時間を過ごすことができました。

参加者は 10 名ほどで、今回、ららら仁川班が成年後見制度について学習を深めたいということで、みどり兵庫を呼んでくださいました。

折角の機会ですので、成年後見制度ができた時代的背景や理由、また、制度の内容について学習しました。

みどり兵庫の活動も事例を挙げながらお話ししました。

代喜さんがみどり兵庫の身上監護の活動として週 1 回、被後見人が入所されている施設へ面会に行き、行事などに参加し、活動していることも話され、みどり兵庫のことも知っていただきました。

参加者は、成年後見人については何となく聞いたことがあったが、今回、よく理解できたという感想をいただきました。

また、友人が特養に入所し、友人の成年後見人と関わることがあったが、あまり成年後見人についていい印象をもっていなかった。でも、みどり兵庫の活動内容を聞いて、本来の成年後見人の役割などがよく分かったと言ってくださいました。

これからも地域の方々向けの学習会などにも参加させていただこうと思っています。（川内）





初めて武庫川に来たのは、夏の暑い日に、就職試験で当時の砂子療育園に来たときでした。阪神電車のホームが川の上にあるのには驚きました。蒸し暑い日でしたが、ホームは川の風が気持ちよかったのを覚えています。

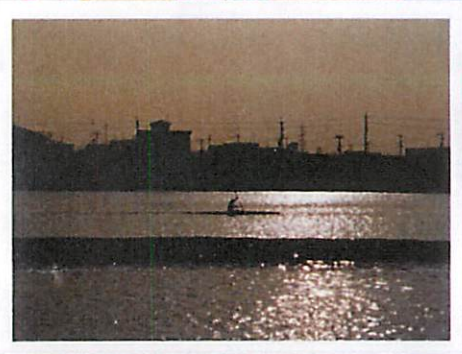
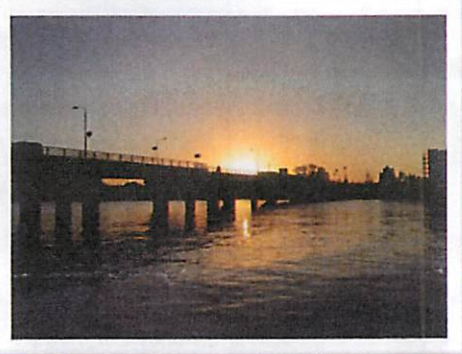
10月に就職してまもなく冬が来ました。冬は、利用者とよく武庫川に散歩に行きました。職員の朝食の残った食パンを、ユリカモメにあげるのです。一気にユリカモメの大群が食パンを目がけてやってきます。ユリカモメは冬の風物詩でした。

春になると、近くの女子大のカヌー部の新人が一生懸命漕いでいる姿があります。先輩のようにスムーズに進まず、前後の差が大きくなります。思わず新人頑張れ！と応援したくなります。この頃は、菜の花や桜を楽しむこともできます。夏頃にはカヌー部の新人もスムーズに漕ぐようになっています。朝陽に照らされている姿が格好良く見えます。

武庫川の河口付近では、釣りをする人も見かけます。ボラやハゼなどが釣れるようです。最近では、家族連れと同様に釣り女子とでもいうのでしょうか。女性の釣り人も良く見かけます。誰でも、自由に気ままに楽しめる武庫川だと思います。一方、川幅の拡幅工事のため、河川敷が狭くなり、ソフトボールをする男性のグループや小学生の野球チームの姿が見られなくなりました。

そして、一年を通して多いのが散歩、ジョギングを楽しむ人です。夏はまだ陽が上がらないうちから、グループで歩いている人たち、イヤフォンでラジオを聞いている人など、様々です。

一番好きな風景は、朝陽を浴びる臨港線の橋とそこを自転車で一生懸命渡る人を見つけた時です。朝早くから、頑張っている人を見ると、私まで元気をもらいます。楽しんだり、生活の一部だったり、人々のいろんな場面を支えている武庫川の河口付近です。新しい発見がきっとあります。一度、足を運んでみてください。



### みどり兵庫理念

自分らしい生活を自然に送る

1. みどり兵庫は、これまでの人生これからの人生を尊びます。
2. みどり兵庫は、幸福な社会創いを目指します。
3. みどり兵庫は、安心して穏やかな生活を送れるよう支援します。
4. みどり兵庫は、温かくチームで包括的に支えます。





平成 30 年度社会福祉法人甲山福祉センター地域貢献支援部会主催  
 第1回連続公開講座  
 みどり兵庫もスタッフで参加

平成 30 年 12 月 16 日（日）13 時よりコープ苦楽園の組合員集会所で、市民向けに公開講座と脳年齢チェック体験、何でも相談会を開催しました。  
 みどり兵庫もスタッフとして参加し、成年後見についての相談に応じる体制も整えました。  
 市民の方など 16 名の参加がありました。

第 1 部の公開講座は、大森内科医院の大森先生のお話で、テーマは「中高年の生活習慣にかかわる病気～平均寿命と健康寿命をのばすために～」で、分かりやすく、身近なお話で、参加者はうなずきながら聞かれていました。

講座の後の脳年齢チェックテストは人気で、皆さん、真剣に取り組んでおられました。  
 何でも相談会では、「将来、自宅で暮らせなくなった時のことが心配。老人ホームなどどんな種類があるのか知りたい」などの相談を受け、甲山地域包括支援センターの職員が対応しました。

成年後見についても相談はありませんでしたが、みどり兵庫のパンフを持ち帰る方もおられました。

次回開催時も相談に応じることが出来るようにしたいと思います。

（川内）



寄付御礼

（H30.9.1～H30.12.31 日）

代喜 操 様	25,000 円
鶴久森 史江 様	10,000 円
芦原デイサービス様	4,758 円
宝塚医療生協西宮支部ららら仁川班様	2,000 円

★後見申立人を必要とされる方がおられましたら、いつでもお気軽に「みどり兵庫」にご相談ください。  
 ★後見従事者を募集しています。  
 お気軽にお電話ください  
 0798-78-2537

会員加入のお願い

特定非営利活動法人 みどり兵庫は、皆さまのご支援のもと、会費、寄付金、事業収入で運営しています。年間の会費は以下の通りです。ご協力よろしくお願い申し上げます。

・特別会員 5,000 円 ・会員 3,000 円 ・賛助会員 2,000 円 ・団体会員 10,000 円

※旧正会員の方から特に申し出がない場合は新形態の「会員」として取り扱いさせていただきます

